

議 会 だ よ り

清水町

2008年(平成20年)11月

No. 115

■発行 北海道清水町議会
■編集 清水町議会運営委員会
〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目
☎62-2111・3317 FAX62-5160

いきいきふるさとづくり寄附条例

条例制定案 修正可決

第7回(9月)定例会

第7回定例会は9月10日から29日まで開かれ、行政報告2件、条例の制定・一部改正6件、5会計の補正予算、議員提出議案1件等を審議、新設条例である「いきいきふるさとづくり寄附条例」については修正可決、その他は全て原案のとおり可決しました。また、平成19年度の一般会計を含む8会計の決算審査も行い、全会計全会一致で認定、16・17日の一般質問では、7人の議員が16項目にわたり理事者へ質問を行いました。

9月10日の定例会初日に、地方税法改正で導入されたふるさと納税制度の受け皿となる寄附による特色あるまちづくりへの参画を内容に盛り込んだ「清水町いきいきふるさとづくり寄附条例」の制定について町から提案が

あり、議会では総務文教常任委員会に付託して審査をしました。同委員会の審査の中では、「政策メニューの地球環境・景観の保全事業は漠然としすぎているので、町の特徴となる文言にすべき」となどの意見が出され、加末良明委員が提案した「地球環境」を「森と水」にする修正案を全会一致で可決し本会議に報告、最終日となった29日に修正可決しました。

議会豆知識

「ふるさと納税制度」

出身地や応援したい都道府県、市町村に寄附すると、居住地の個人住民税が軽減される仕組みで、4月の地方税法改正で導入された。5千円以上の寄附が対象で、住民税額の約1割を上限に、寄附額から5千円を引いた額が翌年に控除される。寄附金の使途は自治体が決め、地方の活性化などが狙いである。

いきいきふるさとづくり寄附条例

条例の主な概要

- 名称
公募意見を参考に、条例の目的、理念を踏まえ検討し、「清水町いきいきふるさとづくり寄附条例」に決定。
- 寄附金の使途の指定
5つの柱を政策メニューとして掲示し、寄附者があらかじめ指定することができる。
※政策メニューは下記のとおり
- 寄附金の管理
寄附者から収受した寄附金を基金に積み立て適正に管理する。
- 基金の処分
使途指定事業に要する経費に充てる場合に限って、基金の処分をすることができ、処分を行う際には「使途選定委員会(町民5名)」を設置し、意見を聞いたうえで決定する。
- 運用状況の公表
寄附金の状況、基金の運用及び処分の状況について、年度ごとに広報紙及び町ホームページ等で公表する。

寄附金の使途指定事業(政策メニュー)例

- ◆第九のまちづくり事業
第九演奏会の開催、からくり時計の維持など
- ◆アイスホッケーのまちづくり事業
幼児から一般までのチームの育成強化、各種大会の出場支援など
- ◆次代を担う子どもたちの健全育成事業
少人数学級の推進、地域の見守り活動の支援等子育て支援事業の推進など
- ◆森と水・景観の保全事業
レクリエーションの森の整備、きれいな水を守る環境の保全、しみず遺産の発掘と維持保全など
- ◆花で彩るまちづくり事業
シーニックバイウェイ沿線路線の植栽、町内各所花壇の整備など

平成19年度決算 一般会計を含む 8会計を認定

平成19年度の一般会計を含む8会計の決算については、9月22日と24日の2日間、本会議で各会計ごとに審査が行われました。審査終了後に採決を行い、全会計全会一致で認定となりました。